

## 第4章

## 欧州連合 (EU) ・英国

第4章	欧州連合 (EU) ・英国	151
	1. 欧州連合 (EU)	152
	内国民待遇	152
	炭素国境調整措置	152
	関税	155
	関税構造	155
	アンチ・ダンピング	155
	日本製熱延鋼板に対する AD 調査 <b>【新規掲載】</b>	155
	セーフガード	156
	鉄鋼セーフガード	156
	基準・認証制度	157
	(1) 持続可能な製品のためのエコデザイン規則 (ESPR)	157
	(2) 化学品規制 (REACH・CLP)	158
	(3) 医療機器規制 (MDR) ・体外診断用医療機器規制 (IVDR)	159
	(4) バッテリー及び廃棄バッテリー規則	160
	(5) F ガス規制	161
	(6) 森林減少・劣化に関わる特定の産品・製品の EU 市場での取引及び EU 市場からの輸出に関する規則	163
	(7) 包装及び包装廃棄物規則	164
	サービス貿易	164
	オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制	164
	政府調達	166
	国際調達措置 (International Procurement Instrument : IPI)	166
	地域統合	167
	譲許税率の引き上げ	167
	知的財産	168
	スペアパーツへの意匠権の権利行使問題	168
	補助金・相殺措置	170
	仏国 EV 補助金の補助金適格要件の改正	170
	2. 英国	172
	関税	172
	関税構造	172
	セーフガード	173
	鉄鋼製品に対するセーフガード措置	173
	基準・認証制度	174
	化学品規制 (REACH・CLP)	174

# 1. 欧州連合（EU）

## 内国民待遇

### 炭素国境調整措置

#### <措置の概要>

EU は、世界最大規模の温室効果ガス排出権取引制度である EU - ETS（Emission Trading System）を運営している。域内でこうした温室効果ガス排出削減措置を講じた場合、域内産品がそのような規制を受けていない海外からの輸入産品によって代替されること及び域内の生産拠点が域外に移転することで、地球全体の温室効果ガスの排出が減らないという、いわゆるカーボンリーケージ（carbon leakage）が問題となりうる。EU は 2019 年 12 月に「欧州グリーンディール」を公表し、2021 年にカーボンリーケージ防止のために炭素国境調整措置（CBAM：Carbon Border Adjustment Mechanism）を提案することを発表した。その後、2021 年 7 月に欧州委員会が、2030 年までに 1990 年比で温室効果ガスを少なくとも 55 % 削減することを目標とした各種政策のパッケージである Fit for 55 の一環として、CBAM に関する規則案を公表し、欧州委員会・欧州議会・理事会の三者による調整を経て、2023 年 5 月に規則として成立した。

その内容は、EU への輸入品につき、輸入者に対して、当該輸入品の製品炭素含有量に応じた賦課金を、CBAM 証書の購入義務を課す形で賦課するというものである。措置の対象国は全ての国とされ、除外対象は、EU - ETS に完全にリンクした制度を有する一部の国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）等に限定されており、途上国例外は設けられていない。対象は、エネルギー集約型であり貿易が多いとされる、鉄鋼、アルミ、セメント、肥料、水素、電力、鉄鋼やアルミの一部下流製品（ねじやボルトなど）に限定されている。ただし、後述のとおり、移行期間に輸入者の報告によって収集した情報に基づき、対象の範囲拡大を検討することが予定されている。

賦課金の具体的な算定方式は以下のとおりである。

$$\text{輸入課金} = \text{CBAM 証書価格 (P / CO}_2 \text{ ton)} \times \text{製品単位当たり排出量 (CO}_2 \text{ ton / Q)} \times \text{製品輸入量 (Q)}$$

上記の算出に必要な要素のうち、排出量に関して、考慮される排出範囲は、鉄鋼、アルミ、これらの下流製品、水素は直接排出のみ、その他の品目は間接排出（電力使用に伴う排出）も含むとされた。

また、当局が実際の排出量を適切に検証できない場合は、当局は、各輸出国の平均排出原単位に各国ごとのマークアップ（詳細は実施細則に委ねられている）を加算して、輸出国ごとかつ産品ごとに、デフォルト値を設定することができる（ただし電力を除く）。輸出国の平均排出原単位として信用できるデータがない場合は、デフォルト値は、当該産品に関する EU 域内の各生産工程の排出量下位 X % に当たる生産拠点の平均排出原単位に基づいて設定される（X の値は Implementing Act において定められる）。なお、デフォルト値は、使用エネルギー等、各生産国の固有事情を考慮して調整することが予定されている（EU 規則 7 条、Annex IV）。

CBAM 証書価格は、前週における EU - ETS の全入札の平均終値に基づいて設定され、域内規制上の炭素価格と同一水準となることが意図されている。ただし、EU 域外で支払われた炭素価格（tax, levy, fee or emission allowances）は、輸入課金額（提出すべき CBAM 証明書数）から控除できる（EU 規則 9 条）。すなわち、原産国で支払われた炭素価格は輸入課金から控除される。また、第三国（原産国）で支払われた炭素価格の考慮に関しては、EU は当該第三国と、当該第三国の炭素価格メカニズムを考慮するための合意を締結することができる（EU 規則 2 条 12 項）。

CBAM は、EU - ETS 上のカーボンリーケージリスク対策措置である無償割当枠及び電力コスト補填の代替措置であると説明されており、輸入課金額（提出すべき CBAM 証明書数）は、無償割当枠の程度を反映して調整されることが予定されている（EU 規則 31 条 1 項）。無償割当枠は 2026 年から 2034 年にかけて

で段階的にフェーズアウトされ、CBAM はその間に段階的に導入される。無償割り当ての縮小に伴って、EU からの輸出品が不利になるとの意見を受けて、本規則には、今後 EU・ETS または同様の炭素価格メカニズムを適用しない第三国に対する輸出品についてカーボンリーケージリスクがあると評価できる場合には、何らかの WTO 整合的な措置（輸出品に対する何らかの支援が想定される）を検討するよう求める規定（EU 規則 30 条 5 項）も存在する。

CBAM は 2023 年 10 月から 2025 年末までは「移行期間」として実施される。移行期間中は、輸入者は、輸入課金支払義務を負わないが、対象製品の輸入量や製品製造時の排出量（直接排出及び間接排出の一部）、輸出国で支払われた炭素価格について記載した CBAM 報告書を 2024 年 1 月から四半期ごとに提出する義務を負う。CBAM は移行期間中にレビューが実施されることとなっており、報告内容は、移行期間後の制度において、スコープを他の物品・サービスに拡大させるための検討や、排出量算定方法を発展させるために活用される。2026 年 1 月からは CBAM 証書の購入を通じた課金を開始される予定である。

なお、2025 年 2 月に欧州委員会から公表された環境関連規制の簡素化を含むオムニバスパッケージにおいて CBAM の簡素化策も公表されており、その内容については後段の「最近の動き」を参照されたい。

### <国際ルール上の問題点>

CBAM 一般に関連する WTO ルール上の論点は多岐にわたるが、代表的なものとして内国民待遇義務（内国税等について GATT 3 条 2 項、国内規制については GATT 3 条 4 項）との関係が問われる。3 条 2 項は輸入産品に対する内国税その他の国内課徴金の賦課額が「同種の国内産品」に対する賦課額を超えることを禁止し、第 4 項は国内規制上輸入産品に同種の国産品「より不利でない待遇」を与えるべきことを定めている。EU の CBAM は、EU・ETS をベースにしており、EU・ETS はモノに対する内国税に当たらず国内規制と考えられるとして 3 条 4 項が適用される可能性が高い。

そのうえで、EU の CBAM は、EU・ETS を参照し、輸入品に対して EU・ETS による国産品の負荷と同水準の負荷を課すことを謳っているが、輸入品が服する CBAM は、EU・ETS と同一の制度ではない以上、輸入産品が域内産品に比べて不利な立場に置かれることはいくつか想定できる。例えば、域内生産者による EU・ETS 上の排出権の入手方法は、市場での購入、相対取引、過去の割当ての余剰の利用など多岐にわたるのに対し、CBAM 証書については、週単位の単一価格での購入しか想定されない。また、EU・ETS には、鉄鋼などの EITE（energy-intensive trade exposure）セクターには排出権の無償割当があり、これは段階的に削減する予定とされているが、これが内外差別的な状況とならないかは注意が必要である。

さらに、EU の CBAM には原産地において支払われた炭素価格を控除する仕組みがあり、控除対象は税・賦課金・手数料の他、排出権取引制度の下で支払われた金銭的な金額と定義される。現時点ではその詳細は不明だが、移行期間中には原産国で支払われた炭素価格の控除に関する追加事項を定める実施規則が制定される予定であり、その内容如何により、今後、輸入産品に対してのみ原産国の排出・環境規制による負担と CBAM 賦課金という二重の規制コストを負担させることにならないよう事態を見守る必要がある。

加えて、措置の適用範囲にも違いがある。EU・ETS は一定規模以上の産業セクターの設備（概ね 25,000tCO<sub>2e</sub>/年以上排出する設備）等に適用されるが、CBAM は一回当たりの輸入金額が 150 ユーロ以下である場合を除き適用されるとされている。この違いにより、域内であれば EU・ETS の義務に服さない規模の中小企業・事業所等からの輸入産品も、CBAM 賦課金の対象となり得る。その他、詳細は明らかにされていないものの、対象産品の製造過程での炭素排出量の計算も、おのずから EU・ETS と CBAM で差異が生じざるを得ず（賦課の単位が、EU・ETS は施設単位であるのに対し、CBAM は輸入産品単位であることにも留意）、その手法によっては輸入産品が不利に置かれる場面が生じる可能性は否定しがたい。

仮に内国民待遇義務違反に当たる場合でも、GATT 20 条の一般例外、特に有限天然資源（清浄な大気）の保護に関する 20 条（g）号に基づき措置の正当化が試みられる可能性もある。しかしその場合、同条柱書の要件を充足するか否かの検討において、環境保護のためのカーボンリーケージ防止という規制目的に対して、CBAM が適切な設計となっているかが問われることになる。そもそも輸入産品の炭素集約度が、域内産品と同等か、より低い場合、輸入に伴うカーボンリーケージは発生せず、国境で賦課金を課すべき根

拠がない。しかし EU の CBAM の設計上は、輸入製品の炭素集約度がゼロとならない限りは、域内産製品より炭素集約度が低くても CBAM 証書の購入義務は生じうるため、カーボンリーケージの防止と主張される本措置の目的と本措置の設計・構造の関連性に疑義が残る。

別の論点として、EU からの輸出品に対する将来的な支援措置の可能性については、仮に検討する場合は WTO 整合性に配慮するものとされているが、一般的には、輸出を条件とした支援は補助金協定が禁止する輸出補助金に該当する可能性が高い。補助金協定上は間接税の輸出時の還付は輸出補助金に当たらないことが明記されているが、EU・ETS は物品に賦課される内国税とはいいいがたく、間接税にはあたらないため、輸出品について排出権の負担を免除するような仕組みが仮に設けられた場合、内国民待遇とは別の文脈においても、WTO 整合性が問題となる。

### <最近の動き>

本件規則は、2023 年 10 月から移行期間として運用が開始された。2024 年の第 3 四半期からは、2025 年 12 月までの移行期間の間、輸入製品の体化排出量の報告に関するデフォルト値の使用について、複合品の場合のみ、体化排出量の 20%までに限るとの制限がかかり、この条件外の場合には実測値での報告が必要となった。2025 年 1 月には、EU 域外の事業者が輸入業者に対し、自社設備に関する情報など機密性の高いデータを共有する必要がないよう、EU 域外の事業者が直接、EU 当局との間で機密性の高いデータを提出することを可能とする申告ポータルが開設された。

2025 年 2 月、欧州委員会から公表された環境関連規制の簡素化を含むオムニバスパッケージにおいて CBAM の簡素化策（CBAM の簡素化・実効性強化を行う規則の改正提案）についても公表された。同改正提案では、①CBAM 賦課金の支払い義務の対象から免除される閾値について、CBAM 製品の年間 50 トン以下の輸入とする、②アルミ・鉄鋼製品の一部については EU-ETS でも対象外となっている生産過程の体化排出量を除外する、③第 3 国炭素価格の控除を容易にするべく、欧州委員会が信頼できる公に入手可能な情報及び第三国から提供された情報に基づき、第 3 国毎の年間平均控除炭素価格を設定し、公表する、④CBAM 証書の販売について、2027 年 2 月 1 日に開始し、2026 年の排出に基づく CBAM 証書の購入は 2027 年に行えばよい等、の内容が提案されている。本改正提案の我が国の事業者に対する影響については精査段階であるものの、EU 域外の事業者に対する過度な対応コスト・作業負担、内外無差別性の懸念等の論点は残り続けるため、引き続き、日 EU グリーン・アライアンスを含む二国間や WTO など様々な議論の場を通じて、CBAM の具体的な制度設計において輸入製品が不利に扱われることのないよう、議論を継続する必要がある。

EU を嚆矢とする CBAM の議論は EU 域外にも広がりつつある。英国は、2023 年 12 月、2027 年までに CBAM を導入することを発表し、2024 年 3 月から 6 月にかけて、CBAM 導入に関する公開コンサルテーションを実施した。同年 10 月には、公開コンサルテーションに対する政府回答が公表され、2027 年 1 月からの導入が予定されている。さらに、豪州も、国境炭素調整（Border Carbon Adjustment）を含むカーボンリーケージ対策の政策オプションに関し、2023 年の第 1 期公開コンサルテーションに続き、2024 年 10 月に第 2 期公開コンサルテーションを実施した。

こうした動きが活発化する中、各国がそれぞれ異なる態様の貿易関連気候措置、炭素国境調整措置の制度設計、導入を行うことにより措置のフラグメント化が生じ、これらに対応する事業者等にとって過度な負担、貿易障壁となることが懸念されている。この課題への対応に関しては「コラム 貿易関連の気候変動対策措置（TrCMs）を巡る最近の議論と日本の取組」で詳述する。

## 関税

### 関税構造

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第Ⅱ部第5章1を参照。

#### <措置の概要>

EU 関税法、免税システム及び関連法規において、基本税率、暫定税率及び弾力関税率(ダンピング防止関税、相殺関税、報復関税、緊急関税、季節関税及び際協力関税など)が規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率又は日 EU 経済連携協定(日 EU・EPA) 税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入される物品や原材料などに対する関税優遇措置(減免税及び還付)がある。

EU の 2023 年時点の非農産品の譲許率は 100 % であり、単純平均譲許税率は 4.1 % であるが、送機器(最高 22 %)、皮革・履物等(最高 17 %)、鉱物・金属(最高 12 %)、乗用車(最高 16 %)等の高い譲許税率が存在する。また、2023 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 4.1 % であり、電気機械(最高 14% (テレビカメラ、ラジオ受信機など)、単純平均は 2.5 %)、繊維製品(最高 12 %、単純平均は 6.6 %)の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて厳しい競争条件の下に置かれている。

#### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

#### <最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年 12 月に妥結した ITA 拡大交渉(詳細は、第Ⅱ部第5章2.(2) ITA (情報技術協定) 交渉を参照)において、EU は、2016 年 7 月から対象品目 201 品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、デジタルビデオカメラ(14 %)、カーオーディオ(14 %)、テレビ受信機器(14 %)等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が 2023 年までに撤廃された。

また、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、2019 年 2 月に日 EU・EPA 協定が発効したことで、我が国から輸出する全ての工業製品(乗用車(8 年目に撤廃)、自動車部品・一般機械・化学工業製品・電気機器等)、ほぼ全ての農林水産品(牛肉・茶・水産物等)の関税が即時又は段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

## アンチ・ダンピング

### 日本製熱延鋼板に対する AD 調査

#### <措置の概要>

2024 年 8 月、EU は、同年 6 月の欧州鉄鋼連盟(EUROFER)からの申請を受けて、我が国のほかエジプト、インド、ベトナムの計 4 か国から輸入される熱延鋼板に対する AD 調査を開始した。

## <国際ルール上の問題点>

EU は、2018 年 7 月から、鉄鋼製品全般にセーフガード措置（対象製品に各種関税割当を設定し、同割当量を超えた輸入に追加関税を課す。）を発動中であり、熱延鋼板もその対象下にある。そのため、本 AD 調査対象期間（2021 年 1 月～2024 年 3 月）を含め、EU の熱延鋼板の輸入総量はほとんど増加していない。申請者は、本件 AD 調査対象 4 か国からの輸入量の増加により損害が発生した旨を主張しているが、実際には他の輸出国のシェア減少分を上記関割の範囲内で代替しているに過ぎず、損害が発生し得る状況にはない。

さらに、2024 年 7 月以降、上記セーフガード措置が修正・強化されたことにより、2024 年下半期の日本からの輸入量は前年比で約 51.2 % 減少した。ところが、本件 AD 調査の調査対象期間は 2021 年 1 月から 2024 年 3 月までとされており、EU が同セーフガード措置による直近の貿易制限効果を考慮せず損害を認定する懸念がある。本来、調査対象期間後に発生した事象であっても、調査機関が把握できる事象は適切に考慮して損害を認定すべきで、かかる適切な考慮を欠く損害認定は、AD 協定 3 条 1 項に違反する。

## <最近の動き>

我が国は、本 AD 調査開始直後の 2024 年 9 月に政府意見書を提出したほか、翌 10 月に開催された WTO AD 委員会やセーフガード委員会においても上記問題点を提起し、各種二国間の協議でも懸念を表明した。我が国は、引き続き本 AD 調査の動向を注視し、EU に対して適切な決定を求めていく。

# セーフガード

## 鉄鋼セーフガード

### <措置の概要>

EU は 2018 年 3 月に鉄鋼製品の輸入に対し、セーフガード調査を開始した。同年 7 月 19 日、暫定措置を発動し、2019 年 2 月 2 日に最終措置を発動した（当初期間は 2021 年 6 月 30 日まで。その後 2 度の延長決定を経て、2026 年 6 月 30 日までとされている。）。26 品目、HS コード 8 桁で約 300 製品（72081000 – 73069000）（熱延鋼板、冷延鋼板、ステンレス鋼板等）に対して、措置発動前 3 年間（2015 年 – 2017 年）の平均輸入実績に基づき、対象品目ごとに関税割当（①輸出シェア 5 % 以上の国に対する国別 country quota と、②その他の国一括の Residual quota）を付した上で、当該割当を超過した場合、25 % の追加関税を賦課する関税割当の方法をとった。

EU は域内規則上、毎年セーフガード措置のレビュー（見直し）を実施している。例えば、第 1 回レビュー（2019 年 5 月）を踏まえ、対象品目ごとの関税割当数量や途上国除外などの措置を一部変更する最終決定が同年 9 月 26 日に公示され、同年 10 月 1 日から施行された。第 2 回レビュー（2020 年 2 月開始）では、一部品目の国別輸入数量枠の管理ベースが年ベースから四半期ベースに変更され、Residual quota の利用制限が強化されることとなった（同年 6 月 30 日に公示し、翌 7 月 1 日施行）。なお、採用されなかったが、産業界からのさらなる措置強化提案（新型コロナウイルス感染症の影響への考慮から、関税割当の 75 % 縮減等を主張）がこの時点で出ている。

第 3 回レビュー（2021 年 2 月開始）では、2024 年 6 月 30 日までの措置延長が決定される一方、米国 232 条措置の貿易効果に変動があった場合には措置自体を見直す旨の規定を追加する等の修正が行われた。その後、2022 年 12 月、措置の早期終了の是非を検討するとして再びレビュー手続が開始されたが、結局措置の早期終了は行われなかった。

2024 年 2 月開始のレビューでは、さらに 2 年間の措置再延長が決定されたほか、新たに Residual quota の一国ごとの使用上限（四半期毎に一国 15% まで）が設定された。

直近のレビュー（2024年12月開始）では、加盟国からの要請を受け、上述の Residual quota の使用制限の縮小<sup>1</sup>など措置にさらなる制限が追加された（2025年3月10日公示、翌4月1日施行）。

### <国際ルール上の問題点>

措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰生産能力問題及び他国の輸入制限措置、米国の 232 条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」（関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入産品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される）が SG の発動要件とされていること（GATT 19 条 1 項 (a)）との整合性に懸念がある。この点は、トルコ提起の WTO 紛争解決手続（DS595）でも争われ、2022 年 4 月に公表されたパネル報告書では、上記「予見されない発展」と輸入増加との論理的関連性の説明が不明確であるとされたほか、「損害のおそれ」の認定も客観的証拠を欠いているとされた（翌月採択）。EU は、同年 12 月に措置の是正（最終決定書の補充・追記等）を発表したが、措置自体は継続している。

2024 年 2 月開始のレビューで新たに採用された Residual quota の使用上限（四半期毎に一国 15% まで）については、輸入数量は各種 Quota で既に制限されているにも関わらず、さらに各輸出国ごとの輸出数量を問題にする点で措置の必要性（SG 協定 5.1 条）に疑問があることに加え、このような新たな制限の賦課は、発動国が措置を漸進的に緩和しなければならないとの義務（SG 協定 7.4 条）にも整合しない懸念がある。

### <最近の動き>

我が国は数度のレビューにおいて政府意見書を提出し、損害の認定方法や関税割当の運用方法について懸念を表明し、措置の早期撤廃を求め続けている。EU は本措置終了後の対応について、EU の鉄鋼セクターを保護するためにセーフガードと同等の措置の導入を提案<sup>2</sup>しており、引き続き、対象産品のアジア等への流入や、EU への駆け込み輸入による関割の早期消化のリスクを注視し、EU に対して必要に応じた働きかけを行う。

## 基準・認証制度

### (1) 持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）

#### <措置の概要>

EU では、環境に配慮した製品設計の枠組み作りとして、2005 年には「エネルギー使用製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令（EuP 指令）」を、2009 年 10 月には「エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令（ErP 指令又はエコデザイン指令）」を公布した。その後、ErP 指令またはエコデザイン指令を置き換える形で 2024 年 7 月に「持続可能な製品のためのエコデザイン規則（Ecodesign for Sustainable Products Regulation; ESPR、(EU) 2024/1781）」が発効した。

同規則では、EU 域内で上市されるほぼすべての物理製品（部品および中間製品を含む）を対象とし、製品の環境持続性を改善し環境およびカーボンフットプリントを削減し、持続可能な製品を域内流通させることを目的として性能要求と情報要求を定めている。性能要求にはリサイクル材使用、水/資源効率、リサイクル性、廃棄物、エネルギー消費、リユース性、信頼性、耐久性/修理性、カーボン/環境フットプリントなどが含まれ、情報要求には上記の性能要求に関する情報に加え、化学物質や機器の設置/使用/メンテナンス/使用後の取り扱い方法、および環境情報のトレーサビリティを可能にするデジタル製品パスポート

<sup>1</sup> 熱延鋼板、冷延鋼板の使用制限が四半期毎に一国 13% までに縮小。

<sup>2</sup> European Commission, *communication from the commission to the european parliament, the council, the european economic and social committee and the committee of the regions A European Steel and Metals Action Plan*, p. 11, Mar. 19, 2025, available at [https://www.j.u-tokyo.ac.jp/law/wp-content/uploads/sites/18/2024/02/lawreview19\\_bunkenninnyou.pdf](https://www.j.u-tokyo.ac.jp/law/wp-content/uploads/sites/18/2024/02/lawreview19_bunkenninnyou.pdf)

(Digital Product Passport; DPP) が含まれる。また、売れ残り製品の廃棄禁止に関する要求も含まれる。詳細な要求事項は、欧州委員会が作成する作業計画に従って今後作成・採択される「委任法 ( Delegated Acts ) 」によって規定される。

#### <国際ルール上の問題点>

同規則および対象製品毎の委任法が、正当な政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には、TBT 協定 2 条 2 項に違反する可能性がある。

#### <最近の動き>

ErP 指令を改正するものとして、持続可能な製品ののためのエコデザイン規則 ( ESDR ) が 2024 年 7 月に発効した。同規則では、ErP 指令の枠組みをより幅広い製品に適用するとともに、製品の耐久性、資源効率、再生材使用、リサイクル容易性といった循環性、製品ライフサイクルにおける環境影響 ( 環境フットプリント ) 、環境情報のトレーサビリティを可能にするデジタル製品パスポートの導入などが追加されている。

同規則は、あくまでも製品のエコデザイン要件に関する枠組みを設定するもので、優先的に取り扱われる製品群や具体的な要件の内容は、欧州委員会が今後、製品グループごとに委任法により設定する。また、デジタル製品パスポート ( DPP ) を導入し、関係者が製品特有の持続可能性、循環性、法適合文書等の情報にアクセスできるようにする。さらに、全ての製品を対象として売れ残り製品の廃棄に関する情報公開や、テキスタイルや履物を対象として売れ残り製品の廃棄禁止が要求されている。

必要以上に過度な要件により EU 市場へのアクセスが制限されることのないよう、今後も本件に係る動向を注視する必要がある。

## (2) 化学品規制 ( REACH ・ CLP )

#### <措置の概要>

EU における化学品に関する規制として、化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則 ( REACH 規則 : Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals ) ( ( EC ) No 1907 / 2006 ) と

化学品の分類、表示、包装に関する規則 ( CLP 規則 : Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures ) ( ( EC ) No 1272 / 2008 ) が施行されており、REACH 規則は 2007 年の発効以降、EU 域外の国においても参照されている。

両規則は施行以降も改正を重ねており、下記に示すように現在も改正議論が行われている。

#### <国際ルール上の問題点>

これらの規則が EU 域外企業を域内企業に比して不利に扱うようなものになる場合は、TBT 協定 2 条 1 項に違反する可能性がある。また、REACH 規則や CLP 規則は、人の健康と環境等の高い水準での保護と、物質、混合物及び成形品の自由な移動の確保、競争力と革新の確保等を目的とするものの、当該政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には TBT 協定 2 条 2 項との整合性の観点で問題となる可能性がある。加えて、CLP 規則については、化学物質の分類や表示規制についての国際基準である GHS を基礎としないものとなる場合には、TBT 協定 2 条 4 項との不整合が生じる可能性がある。

#### <最近の動き>

EU は、2020 年 10 月、安全で持続可能な化学物質に関するイノベーションを促進し、有害化学物質に対する健康と環境保護を強化することを目的とした「持続性のための化学物質戦略」( Chemicals Strategy for Sustainability ; CSS ) を公表し、この戦略の一環として REACH 規則と CLP 規則の改正を進めてきた。

REACH 規則の改正では、ポリマーの登録や「エッセンシャルユース」の概念を基にした化学物質の用途制限などが検討されており、2025 年度の欧州委員会作業計画では 2025 年末までに改正案が提案される予定である。CLP 規則の改正では、内分泌かく乱（ED）、難分解性、生物蓄積性、毒性（PBT/vPvB）、難分解性、移動性、毒性（PMT/vPvM）を国際基準である GHS に先行して新しい危険有害性として分類、表示する委任規則（（EU）2023/707）が 2023 年 4 月 20 に発効した。さらに、デジタルラベルやオンライン販売の場合の要求事項を定めた改正法が 2023 年 4 月 17 日に TBT 通報され、2024 年 12 月 20 日に（EC）2024/2865）として発効した。

委任規則で導入された新たな危険有害性は、CSS に基づき、化学物質管理にとどまらず、持続可能な事業活動を分類するタクソノミーに関する委任法やサステナビリティ報告指令といった EU における情報開示の基準にも含まれる。

一方で、EU は CLP 規則に導入した新しい危険有害性分類を国連 GHS に導入するよう 2022 年 12 月の国連 GHS 小委員会で提案し、検討が行われている。このように、REACH 規則及び CLP 規則の影響は、EU 域外にも及ぶことから、EU における化学品規制の動向を引き続き注視していく必要がある。

REACH 規則においては、運用面で制限の適用についても変化が見られ、物質グループでの制限提案が行われるようになった。マイクロプラスチックに対しては 2023 年より用途毎の制限が発効した。内分泌かく乱特性を有するビスフェノール類に対しては 2022 年 12 月にドイツより制限提案がなされたが、2023 年 8 月に一時取り下げとなっている。

PFAS 類に関しては、2023 年 1 月にはデンマーク、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデンの 5 加盟国より、10,000 種以上の PFAS を対象とした包括的な PFAS 制限提案が提出され、2023 年 3 月から同年 9 月にかけてパブリックコンサルテーションを実施した。これには我が国の多数の企業、業界団体だけでなく、経済産業省素材産業課からも TBT 協定 2 条 2 項への整合性を指摘するコメントを提出した。提出されたコメントは合計 5,600 件を超え、PFAS 規制に対する影響の大きさが伺い知れる結果となった。日本政府は 2023 年 6 月の WTO/TBT 委員会において、PFAS 制限提案を新たな特定貿易に関する懸念（New Specific Trade Concern）として韓国と共に声明を発表した。このような状況から、欧州委員会は、制限の対象範囲が広いことを踏まえてセクター別に検討を行うアプローチを採用することを決定した。今後、関連するセクターでの協議を注視していく必要がある。

また、REACH 規制に限らず、ストックホルム条約に基づく EU の POPs（Persistent Organic Pollutants）規則（（EU）2019/1021）で規制されている残留性有機化学物質の非意図的混入閾値を大きく引き下げる提案が 2023 年より続いている。

REACH 規則の改正と運用、CLP 規則改正の施行、他化学物質規制に関しては域外との貿易を損ねないよう注視する必要がある。

### （3）医療機器規制（MDR）・体外診断用医療機器規制（IVDR）

#### <措置の概要>

EU の医療機器規制（MDR）及び体外診断用医療機器規制（IVDR）は、2017 年 5 月に発効しており、移行期間を経て、MDR については 2020 年 5 月から、IVDR については 2022 年 5 月から適用される予定であった。しかしながら MDR 適用の 1 年前になっても MDR 認証に関して EU 加盟国の認定を受けた適合性評価機関（NB）の数が不十分で、かつ認定を受けた NB であっても日本での新規品目の審査受付を開始していないことや、必要なガイダンスの発行が遅れていたことから、2019 年 11 月以降の TBT 委員会で懸念を表明し、適用日の延期等の対応を求めてきたところである。この点、2020 年 4 月に、EU は、政府機関・研究機関・医療品製造業界が新型コロナウイルスの対応に集中できるよう MDR の適用の 1 年延期を公表しており、延期後の適用は 2021 年 5 月からとなった。MDR においては、上記以前あるいは医療機器指令（MDD）認証書有効期間中に市場に出荷した MDD 適合製品は 2025 年 5 月まで市場で入手又は使用開始可能とすることができることが規定されている。なお、IVDR については予定通り 2022 年 5 月

に適用開始されたが、NB による認証が必要となる IVD デバイスについてはクラスに応じて 3 年から 5 年間適用開始までの移行期間が延長されている。

MDR 認証、IVDR 認証の遅れにより EU 圏内における医療機器へのアクセスが制限されることが問題視され、2023 年 3 月の（EU）2023/607 により、埋め込み型カスタムメイドデバイスのクラス III 機器は 2026 年 5 月末まで、その他のクラス III 機器、およびクラス IIb 機器の一部の埋め込み型機器は 2027 年 12 月末まで、上記以外のクラス IIb 機器、クラス IIa 機器、およびクラス I 機器は 2028 年 12 月末までの移行措置の延長が決まった。

#### <国際ルール上の問題点>

臨床評価に関する要求事項が日本、米国と比べ過剰になっているため、正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的な恐れがあること。また、ガイダンスおよび整合規格の移行期間が設定されていない課題がある。

#### <最近の動き>

当該規制に懸念を有する他国と連携しながら TBT 委員会で EU に対し懸念を伝達すると共に、二国間対話の場でも政策立案担当者との協議を実施している。過去の TBT 委員会では、MDR 認証のための審査が遅延していることの原因調査及び改善、IVDR 認証に係る NB 及びガイダンス文書の充実化などを要請した結果、NB による審査が進み MDR 及び IVDR 認証を得られた企業が増加してきており、ガイダンス文書も計画に沿って発行された。

我が国企業の EU の医療機器市場へのアクセスを確保するため、引き続き EU に対し円滑に新制度に移行できるよう体制構築を働きかけていく必要がある。

### (4) バッテリー及び廃棄バッテリー規則

#### <措置の概要>

2020 年 12 月、EU はバッテリー及び廃棄バッテリーに係る新たな規則案を公表し、2021 年 1 月 TBT 通報した。2022 年 12 月には欧州議会と EU 理事会の間で暫定合意が成立し、2023 年 1 月 18 日付で欧州委員会、欧州議会及び EU 理事会の修正案が公表された。この規則（（EU）2023/1542）は 2023 年 7 月 12 日採択され、同年 8 月 17 日に発効した。その運用のため、2023 年から 2028 年にかけて下位規則が採択され 2025 年以降、リサイクル効率、材料回収率、リサイクル率の目標が段階的に導入される見込みである。

本規則 48 条は、バッテリーを上市または使用する経済事業者に対して原材料及び社会的・環境的リスクに対するデューデリジェンス方針を策定し、実施する義務を定めている。77 条では「バッテリーパスポート（Battery passport）」について規定しており、附属書 X III は、当該バッテリーパスポートに収載しなければならない情報として電池材料の組成や構造等を規定している。その他、本規則には、カーボンフットプリント、リサイクル材料の含有、適合性評価、拡大生産者責任といった新たな要素又は概念が盛り込まれている。

#### <国際ルール上の問題点>

GATT 1 条及び 3 条は、輸入品間・輸入品と国産品との間の差別を禁止し、また GATT 20 条は、特定の目的のための措置を一定条件の下で許容しているが、恣意的又は正当と認められない差別となるような措置の適用を禁止している。さらに TBT 協定 2 条 1 項も差別を禁止している。国内の環境保護政策や電源構成については各国が自ら決定する権利を有しているが、措置を適用する際には、これら無差別の規律や輸出国における異なる事情に照らして、適切な規制であるか、輸出国の国内事情を反映する柔軟性を有しているかも考慮されることが望ましい。たとえば、カーボンフットプリントの計算方法や報告形式、デューデリジェンスの実施方法などにおいて、輸出国の事情を考慮しているかが論点になり得る。また、TBT 協定 2 条 2 項は正当な目的を達成するために必要である以上に貿易制限的な手段を採用しないことを求めて

いるので、本規則の手續や要件がバッテリーの安全で持続可能な生産やリサイクルの目的を達成するために必要以上に貿易制限的でないことが確保されなければならない。

本規則では小型のポータブル電池から車載用電池、産業用電池に至る幅広い種類の電池を対象としている。多様な種類の電池の多岐にわたる販売経路に対して、サプライチェーン上の誰がどのような義務を負うか明確化されていない点が多く、対応にあたっては事業者による解釈の違いに起因する混乱や負担が生じている。例えば、EU域外で電池を組み込んだ最終製品をEUに輸入する場合であって、組み込まれる電池が最終製品の製造者とは異なる事業者によって製造される場合、本規則が定める「製造者」の義務を果たすのが電池の製造者なのか最終製品の製造者なのか明確にされていない。EU域外からの輸入品が域内生産品よりも不利な待遇となる場合には、TBT協定2条1項に違反するおそれがある。また、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的となる場合には、TBT協定2条2項に違反するおそれがある。

また、〈措置の概要〉に記載の規則案77条及び附属書XIIIは、電池材料の組成や構造等の情報を電子交換システムに収載することを求めているが、これらの情報は、事業者にとって営業秘密である場合が多い。営業秘密の要求が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的となる場合には、TBT協定2条2項に違反するおそれがある。

さらに、本規則CHAPTER VIIでは2025年8月18日から適用開始される経済事業者に対するデューデリジェンス義務を定めている。要求事項にはトップマネジメントの指名を含む管理システム作成や認証機関(Notified Body)による第三者監査の要求など、適合に時間を要する要求が含まれているにもかかわらず、詳細を定めたガイドラインの発行期限が適用開始日のわずか6か月前であり、関連する細則の採択に関しては期日が書かれていない。発行期限を超過した2025年2月末時点でも当該ガイドラインは発行されておらず、加えて第三者監査をおこなう責任を有するNotified Bodyの登録も確認されておらず、事業者にとっては適合に必要な情報が揃う時期が予見できず対応が開始できないため、適用開始日以降の電池の上市に対して深刻な懸念が生じている。規則の公表と実施との間に十分な期間が与えられない場合、TBT協定2条12項に違反する可能性がある。

### ＜最近の動き＞

我が国は、2022年12月に開催された日EU産業政策対話・自動車ワーキンググループ等において、本規則案に関する意見交換を行い、EUに対し、カーボンフットプリントの計算方法やリサイクル、データの取り扱い等に関する情報提供を求めるとともに、引き続き日EU間の議論を継続することとしており、こうした要件や手續が、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的なものとならぬよう、EUに対して継続的な働きかけを行う。

## (5) Fガス規制

### ＜措置の概要＞

EUにおける温室効果ガスに関する規制は、オゾン層を保護し温暖化を抑制する観点から、2000年から特定フロン(CFC:クロロフルオロカーボン、HCFC:ハイドロクロロフルオロカーボン)が禁止とされ、2006年からは代替フロン(HFC:ハイドロフルオロカーボン)に関する排出抑制の規制が行われた。

その後、2014年に新たに規則が改正され、フッ素を含む温室効果ガス全体(以下、「Fガス」)の排出を2030年までに3分の2に削減することを目的として、Fガス使用量の総量の削減が規定された。また、HFC使用機器の規制として、冷媒容量3kg未満のスプリット型エアコンについて、2025年から冷媒の地球温暖化係数(GWP)を750未満とする旨が規定された。

こうした中、更なるHFC排出量削減の前倒しを図るべく、2022年4月に欧州委員会から、新たな規則改正案が提案され、(EU)2024/573として2024年3月11日に発効した。

この改正規則には、エアコン、ヒートポンプなどの特定機器へのFガス使用について、1)スプリット型(冷媒が室内外を循環するもの)について、①12kW以下の容量のものについて、2027年又は2029年(種類により異なる)からGWP150以上の使用禁止、2035年からFガスの全面使用禁止、②12kW超の

ものについて、2033年からGWP 150以上の使用禁止等、2)セルフコンテインド型(冷媒が室外機のみが存在するもの)について、①12kW以下のものについて、2027年からGWP 150以上の使用禁止、2032年からFガスの全面使用禁止、②12kW超のものについて、機器、容量に応じ順次GWP 150以上の使用を禁止する等の規定が盛り込まれた。

これまで日本ではHFCを削減し気候変動を緩和するために、自然冷媒並みにGWPが低い次世代冷媒(例えば、HFO:ハイドロフルオロオレフィン等)の開発を行ってきた。EUによる将来的なFガスの全面禁止はこのような革新的な解決策(イノベーション)を阻害し、安全でエネルギー効率の高い技術や製品へのアクセスを妨げるおそれがある。また、EUのFガス規制上代替冷媒として有力とされるプロパン(R 290)は強燃性があり、設置、修理、廃棄時などに安全性の懸念がある。

### <国際ルール上の問題点>

冷媒が室内にも存在する「スプリット型エアコン」においては、安全性リスク等の観点から、Fガス冷媒の代替として可燃性のある自然冷媒を利用することにはより大きな技術的困難が伴う。したがって、HFO冷媒を含むFガスすべてを禁止する今回の改正により、将来的にスプリット型エアコンという製品全体が上市できなくなるおそれがあるところ、EUのスプリット型エアコン市場においては、域外からの輸入品の市場シェアが高い。他方で、冷媒が室外のみに存在する「モノブロック型エアコン」においては、Fガスに代わり可燃性自然冷媒を利用することが技術的に比較的容易であるところ、このモノブロック型エアコンに関してはEU域内製品の市場シェアが高い。すなわち、Fガス全てを禁止する本規制は、EU域外産のスプリット型エアコンに対して、EU域内産品であるモノブロック型エアコンとの比較において不利な待遇を与えるものである懸念があり、輸入品に対して同種国産品と比べ不利でない待遇を与える義務である内国民待遇義務(GATT 3条4項)に違反する懸念がある。

また、本規制の目的は温室効果ガス削減であるにも関わらず、この目的に資する低GWPのFガス(HFO冷媒を含む)の使用を一律に禁止している。さらに、強燃性冷媒の利用に伴う安全性リスクや、GWP値の低いFガスの利用に伴う温室効果等についてのリスク・インパクトアセスメントが実施されておらず、本規制は当該目的に十分な関連性のある内容に設計されていないおそれがある。従って、先述の欧州外で主力のスプリット型エアコンに対する不利益は、もっぱら正当な規制上の区別に基づいているとはいえず、TBT協定2条1項に違反する可能性がある。加えて、同じ理由で、上記GATTにおける内国民待遇義務違反が認められる場合、「恣意的又は正当と認められない差別待遇の手段」又は「国際貿易の偽装された制限」であると評価され、GATT上の一般例外に基づく正当化が困難である可能性がある。

さらに、本規制は、Fガスを代替する冷媒の利用可能性がない場合にまでFガスの使用を一律に禁止するものとなっている。加えて、上記のとおり温室効果ガス削減目的に資する低GWPのFガスの使用を一律に禁止するものとなっている(規制前文上、代替冷媒を検討するうえでは、健康や環境への影響に配慮した将来的なPFAS規制を考慮する必要性にも言及がある)。よって、本規制は、正当な目的の達成のための必要以上に貿易制限的な措置として、TBT協定2条2項に違反する可能性がある。

そもそも、2023年11月にTBT協定に基づくTBT通報が実施され、その後60日間通報に対するコメントが受け付けられたが、欧州委員会のプレスリリース(2023年10月付)では、欧州議会とEU理事会による採択によって規則が発効する旨の記載があり、TBT通報に対する加盟国からのコメントを考慮することが想定されていない。また、本規制のうち、2023年10月の政治合意によって新たに盛り込まれたFガスの全面禁止に係る部分は、当該TBT通報において通報されていない。これらの点は、強制規格案の内容に関して重要な情報を加盟国に通報し、加盟国に対して書面意見提出のための適当な期間を与え当該意見を考慮する義務を定めたTBT協定2条9項に違反する可能性がある。特に、本改正案に対する意見公募手続においては日本から提出された意見が全体の46%を占めるなど<sup>3</sup>、冷媒に関係する日本企業の利害にも影響が大きいため、適切な立法及び施行を引き続き求めていく必要性が高い。

<sup>3</sup> みずほリサーチ&テクノロジーズ「速報・欧州PFAS規制案パブコメ提出状況と指摘されている論点」(<https://www.mizuho-rt.co.jp/business/consulting/articles/2023-k0032/index.html>) (2024年12月6日確認)。

### <最近の動き>

日本政府としては、TBT 通報に際して日本政府から意見提出を行ったほか、2024 年 2 月末の日 EU・EPA 規制協力委員会、2025 年 1 月末の日 EU・EPA TBT 専門委員会等を通じた二国間協議や、2024 年の WTO TBT 委員会場で懸念を表明している。本規則の改正内容については引き続き動向を注視し、安全性やエネルギー効率等の観点でバランスの取れた制度となるよう働きかけを行う。

## (6) 森林減少・劣化に関わる特定の製品・製品の EU 市場での取引及び EU 市場からの輸出に関する規則

### <措置の概要>

森林減少関連製品の利用可能化及び輸出に関する規則（Regulation (EU) 2023 / 1115）は、2023 年 6 月に発効した。本規則は、畜牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材及びその関連製品を対象とする。本規則によれば、対象製品は、生産過程において森林減少（deforestation）・森林劣化（forest degradation）を引き起こしていない（「森林減少フリー」である）こと、生産国での関連法令に従って生産されたこと、等を満たさない限り、EU 域内への輸入・販売をしてはならない。

事業者は、2025 年 12 月 30 日から（中小企業に対しては 2026 年 6 月 30 日から）、対象製品を EU 域内市場に輸入・販売する前に、①対象製品の生産過程に関する情報（供給元・生産された土地区画の緯度・経度による地理情報・生産時期等）、②生産過程における森林減少リスクの評価、③森林減少リスクの軽減措置、を含むデューデリジェンスを実施しなければならないとされる。

なお、本規則は、全世界の国又は地域の森林減少のリスクを「高リスク」「低リスク」「標準リスク」に分類するベンチマーキングシステムを設定することを予定しており、2025 年 6 月末までに最終決定される予定である。「低リスク」国・地域からの対象製品については②リスク評価・③リスク軽減措置が省略可能など、事業者に課される義務内容は、生産国・地域のリスク分類によって異なることが予定されている。

### <国際ルール上の問題点>

上記ベンチマーキングシステム及び事業者デューデリジェンス義務の詳細はまだ明らかになっていない段階ではあるが、対象製品の中には、サプライチェーンが複雑であり、加工前の原材料の生産過程を地理的に特定して生産過程をトレースすること自体困難な品目もあると懸念されている。その場合、義務内容によっては、「高リスク」「標準リスク」国・地域からの輸出が事実上困難となる可能性もある。仮に EU 加盟国が「低リスク」と認定された場合、GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）に整合しない可能性がある。

また、特定国が「高」「標準」リスク国と認定された場合、他の EU 域外の「低」リスク国と比較して対象製品輸出の際のデューデリジェンス義務は重くなるため、GATT 1 条（最恵国待遇義務）にも整合しない可能性がある。

なお、森林減少の抑止という目的自体は GATT 20 条（b）・（g）号等に該当する可能性はあるが、同条柱書の「恣意的又は正当と認められない差別待遇の手段となるような方法」となる場合は正当化されない。

### <最近の動き>

2024 年 11 月の TBT 委員会では、熱帯雨林を有する東南アジア・ラテンアメリカ各国に加え、米国、カナダ、豪州等先進国からも、今後発表されるベンチマーキングシステムにおけるリスク分類や、その貿易制限効果に対し懸念が表明された。

2024 年 12 月に本規則の改正案に対してトリログが妥結し、適用開始を 2024 年 12 月末から 1 年間延長された。

我が国としても、我が国産業界への影響を注視するとともに、施行される規制が必要以上に貿易制限的なものとならないよう、EU に対して継続的な働きかけを行う。

## (7) 包装及び包装廃棄物規則

### <措置の概要>

欧州委員会は 2022 年 11 月 30 日、包装及び包装廃棄物に関する規則案を提案し、2024 年 3 月に欧州議会、EU 理事会との間での暫定的な政治合意に至った。包装及び包装廃棄物規則 2025/40 が 2024 年 12 月 19 日に採択され、2025 年 1 月 22 日に官報公布され、2025 年 2 月 11 日に発効した。2026 年 8 月 12 日より適用予定である。詳細については今後施行法、委任法によって定められる見込みである。

本規則は、プラスチック製品や食品廃棄物等を優先分野として循環経済（circular economy）を促進しようとする EU の環境政策に沿ったものであり、EU 域内に上市される包装（缶、瓶、ペットボトル、プラスチック包装材、輸送用包装等）全般に適用される。内容としては、包装を EU 域内でリサイクル可能とすること、プラスチック包装について一定割合のリサイクル材を含有すること、必要最小限の重量及び体積になるように設計すること、輸送用包装等について再使用（リユース）可能とし、かつ再使用のためのシステムが確保されていること等が定められる。

### <国際ルール上の問題点>

事業者に対する義務はまだ施行されておらず、対象範囲・義務内容の詳細等について議論が続いている状況ではあるが、包装材全般について EU 域内でのリサイクル体制の構築が要求される、REACH 規則による制限の施行を待たず、ビスフェノール A および PFAS 類については食品接触材料への使用が禁止される、など EU 域内で活動する幅広い事業者、特に食品・飲料業界への負担が大きい措置となることが懸念される。

また、拡大生産者責任を規定し、輸入者だけでなく EU 域外の代理人の任命も可能としている。EU 域外から製品を輸出する際の包装材料について、リサイクル率に基づいた拡大生産者責任費用の増大も懸念される。

反面、EU 域内業者の多いウイスキーやワインについては、早い段階から規制対象から除外される等、EU 域内の産業への影響が優先的に考慮されているとの批判もある。結果的に、EU 産品と競合する EU 域外の製品にのみリサイクル・リユース等の義務が賦課される事態となれば、EU 産品に比して不利な待遇となり、内国民待遇義務等に整合しない可能性も生じる。

### <最近の動き>

2024 年 3 月に暫定合意された規則案では、CN コード（EU の域外共通関税を設定する合同関税品目分類）2206 00（日本酒を含む）、及び、2208（蒸留酒。梅酒、ゆず酒、焼酎等を含む。）が除外対象として明記され、日本の飲料メーカーの主力輸出品の一つである日本酒や焼酎について、ワインに類似する製品として新たに除外されたことが明らかとなった。

今後も、施行される規制が必要以上に貿易制限的なものとならないよう、今後の規則制定過程を注視するとともに、EU に対して継続的な働きかけを行う。

## サービス貿易

### オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制

\* 本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

## <措置の概要>

EUは、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「国境なきテレビ指令」89/552/EEC（修正指令97/36/EC）により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めていた（但し、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く）。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも60%を欧州制作分としなければならず、また、仏語放送を全体の40%以上としなければならないと規定している（1992年1月18日の政令No.86-1067）。その後、同指令は「視聴覚メディア・サービス指令」として、新たに生まれ変わり、2007年12月19日に発効した。ここでは、テレビ広告、ビデオ・オン・デマンド等に関する規律が新たに追加されている。その後、同指令は指令2010/13/EUに置き換えられた。

また、2022年9月16日、EUは域内市場におけるメディア・サービスの共通枠組みを確立する規律（欧州メディア自由法）及び指令2010/13/EUの改正案を採択。この提案には、メディア部門における編集の独立性と所有者の透明性のための内部セーフガードに関するEU勧告が添付されていた。欧州メディア自由法の目的は、EUにおけるメディアの多元性と独立性を保護することであり、メディアがEU域内市場において、不当な圧力を受けることなく、メディア空間のデジタル化を考慮しながら、国境を越えてより容易に活動できるようにするための、以下のような措置が盛り込まれている。

- ア) 編集上の決定に対する政治的干渉や監視からの保護。
- イ) 公共メディアの独立性と安定した資金調達、メディア所有権と国営広告の配分の透明性を重視する。
- ウ) 編集者の独立性を保護し、利益相反の開示を義務づける。
- エ) 各国のメディア当局で構成される独立した欧州メディア・サービス委員会を新設する。

EUは、指令に盛り込まれた「欧州の著作物」の定義は、1989年の欧州評議会の「国境を越えるテレビジョンに関する条約」が定めた「『欧州の視聴覚著作物』」の概念に対するオープンで後半な理解に沿ったものであると認識している。

欧州メディア自由法（規則2024/1083）は、2024年3月13日、欧州委員会との協議を経て欧州議会及び理事会により採択された。同法は2025年5月1日に発効し、2025年8月8日に全面的に施行される。

## <懸念点>

EUは、WTOサービス交渉において、AV分野について一切の約束をせず、あわせて最恵国待遇（MFN）例外登録も行っているため、上記措置がWTO協定違反とは言えない。しかしながら、サービス協定はすべてのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取組が望まれる。

なお、MFNは、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の1つであり、WTO協定における基本原則である。MFN免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN免除は時限的なもので、原則として10年を超えてはならないとしている。この点、EU自身が2009年7月の『オーディオ・ビジュアル政策の外的側面に関するスタッフ・ワーキング文書』と題する文書において、今後WTOに加盟をしようとする国々に対し、EUと文化的な協力関係を構築するために、音響映像サービスの約束を行わず、かつMFN免除登録を促すことを助長するような記載があることはWTOの精神からも看過することは出来ない。

## <最近の動き>

上述のとおり、2007年12月、欧州議会と理事会により、「テレビ放送活動の遂行に関する一部の加盟国法規のコーディネーションに関する理事会指令89/552/EEC（国境なきテレビ指令）を修正する欧州議会・理事会指令案（視聴覚メディア・サービス指令案）」[COM(2005)646]が採択され、翌12月に発効した。同指令の国内法への導入期限は24か月以内（2009年12月19日）で、すべての加盟国が指令を国内法に導入するための法規を欧州委員会に通知済みである。

欧州委員会は 2011 年 3 月 29 日、『視聴覚メディア・サービス指令（AVMSD：Audiovisual Media Services Directive）』の適用状況に関する情報提供を 16 の加盟国に要請し、加盟国が採択し欧州委員会に通知した国内法の分析を行い、指令の内容が的確に国内法に反映されているかを精査した。また、2015 年 7 月から 9 月まで、ステークホルダー及びユーザーを対象に、視聴覚メディア・サービス指令に係るフィードバックを得るためにパブリックコンサルテーションが行われ、2016 年 5 月 25 日、本指令の改正案が欧州委員会から欧州議会に提出された。2017 年 4 月 25 日、欧州議会文化教育委員会にて本改正案が同意された。その後、欧州委員会、欧州議会、理事会での 3 者協議を経て、2018 年 10 月 2 日、欧州議会は本指令の改正案を承認し、同年 11 月 6 日、理事会が本指令の改正案を採択した。本改正は、音響映像サービスの視聴方法が、伝統的な TV からオンライン媒体に変化しつつある中で、消費者保護の観点から、音響映像サービス事業者に対する規制を見直すものである。特に、オン・デマンドサービスにおいても、欧州作品を一定量以上配信することを義務づけるクォータ規制が明示されていることは注目される。2020 年 11 月、欧州委員会は、23 の加盟国に対して、AVMSD を国内法に移行することを怠っているとして、正式な通知を送付したが、さらに 2021 年 9 月 23 日、欧州委員会は、チェコ、エストニア、アイルランド、スペイン、クロアチア、イタリア、キプロス、スロベニア、及びスロバキアに対して、AVMSD に対応する国内法の整備を十分に行っていないとして意見書を送付した。2022 年 5 月 19 日、欧州委員会は、これらの加盟国のうち、チェコ、アイルランド、ルーマニア、スロバキア、及びスペインについて、欧州機能条約 260 条 3 項に従い制裁を課すことを欧州司法裁判所に対して要請することを決定した。その後、欧州司法裁判所は、2024 年 2 月 29 日、アイルランドに対し、義務違反を認める判決を下した（Case C-679/22）。

2023 年、EU は AVMSD の実施に関する報告書を採択した。この報告書は、これまでの指令の実施状況を検証するもので、一部の加盟国が期限内に新指令を実施しようとする「不十分な意思」と、EU が侵害訴訟の開始に「全般的に消極的」であることを批判し、各国政府に対し、遅滞なく指令を実施するよう求めている。報告書によれば、一部の加盟国による移管の欠如は、指令の実施について本格的な評価を行う議員の能力に影響を及ぼしている。

EU における文化保護政策は引き続き厳しく行われているところ、我が国は WTO サービス交渉等において、EU に自由化約束向上を行うよう求めている。

## 政府調達

### 国際調達措置（International Procurement Instrument：IPI）

#### <措置の概要>

当該 IPI 規則 2022 / 1031 では、欧州委員会が他国の調達市場について調査を行い、当該国が「制限的又は差別的な調達措置又は慣行を採用又は維持している」と認められる場合には、当該国と協議を行い、協議による解決ができなかったときは、当該国からの調達に対して価格調整措置（price adjustment measures）をとる仕組みが設定された。

#### <国際ルール上の問題点>

本規則に基づき、欧州委員会が EU の利益となると判断した場合、欧州委員会自身又は、実質的な利害関係者、加盟国は、第三国の疑わしい措置・慣習について調査を開始することが可能（5 条 1 項）。欧州委員会は、所見を含む通知を公表した後、当該国に意見、情報提供を求め、協議に入る（5 条 2 項）。調査及び協議は、その開始の日から 9 か月以内に終了する。なお、正当な理由がある場合は、この期間を 5 か月間延長することができる（5 条 3 項）調査及び協議の終了後、欧州委員会は、第三国の問題となる措置又は慣行が存在すると認定する場合、EU の利益となると判断したときは、IPI 措置を採択する（6 条 1 項）。

本規則は、国際協定の適用対象外の物品・サービス（non-covered goods and services）の調達に対してのみ適用される。すなわち、① EU との間で国際協定を締結していない第三国については、当該国の物

品・サービス、② EU との間で国際協定を締結している第三国については、当該国際協定の適用範囲外の物品・サービスが対象となるとされている。

このように、本規則の基本的な仕組みとしては、EU が国際協定で内国民待遇を約束する調達は上記措置の対象としないこととしているが、例えば、主張された「調達措置又は慣行」が認定された第三国の供給者による入札において、当該国の物品の合計価額が入札価額の 50 % を超えているが、我が国の物品も相当程度含まれているような場合、本規則上、我が国の物品も価格調整措置の対象になるとすれば、無差別原則（WTO 政府調達協定 4 条 1 項）に違反するおそれも否定できない。

### <最近の動き>

2012 年 3 月、欧州委員会は、公共調達市場の開放が不十分な貿易相手国に対して、市場開放のインセンティブを高めることを目的とし、公共調達に関する新たな規則案（COM（2012）124）を提案した。また、2016 年 1 月、欧州委員会は、本規則案の修正案（COM（2016）34）を公表した。2016 年の欧州委員会による修正案をさらに修正する最新の修正がポルトガル（2021 年前期：EU 理事会議長）から 2021 年に提出された。修正された規則案は、EU 運営条約 207 条を法的根拠条文にして、EU 運営条約 294 条に規定される通常立法手続により EU 理事会と欧州議会により 2022 年 6 月 23 日に採択された。6 月 30 日付けで官報に掲載、成立・交付された。官報掲載 60 日後の同年 8 月 29 日より施行された。2023 年 2 月 21 日、事業者の定義、サービス及び物品の原産地の決定方法、落札業者の義務並びに IPI 措置が行使される方法等の IPI 規則における主要概念について明確化したガイドラインを公表した。

IPI 規則に基づく最初の調査として、2024 年 4 月 24 日に中国の医療機器の公共調達市場における参入制限に対する職権調査が開始された。欧州委員会は中国の当該措置に対し、①中国の法律上、国内の商品の調達が優遇されていること、②医療機器を含む輸入商品の調達について、国内商品の調達の場合と比して厳格な申請・評価・承認手続を設定していること、③医療機器の集中調達において、利益重視の企業が維持できないような異常な低入札につながる条件を課している、という 3 点の理由を示したうえで、これらの措置が EU 企業の公共調達への参加の機会に、法律上及び事実上、深刻かつ継続的な障害をもたらしているとの予備的評価を与えている。

2025 年 1 月 14 日、欧州委員会は調査報告書を公表した。報告書は、「中国が EU の医療機器とその供給者に対し、直接および間接的な差別を様々な形で行っており、その結果、中国全土において、EU の医療機器とその供給者の市場アクセスが深刻かつ繰り返し損なわれている」と結論づけている。今後、欧州委員会は、IPI 措置とる可能性について評価を行うこととなっており、措置が EU の利益になると考えられる場合には、EU における政府調達において中国の入札者を制限したり、排除する可能性もある。

## 地域統合

### 譲許税率の引き上げ

#### <措置の概要>

2013 年 7 月、新たにクロアチアが EU に加盟した。1973 年より累次行われてきた EU 拡大の場合と同様、今回も新規加盟国の関税が EU の共通関税に置き換えられたため、一部品目について関税（譲許税率）が引き上げられる結果となった。GATT 28 条 1 項の定めによれば、事前に関係国と交渉し、かつ合意することにより、譲許税率を引き上げることができるものとされているが、EU は我が国をはじめとする関係国と交渉を完了させることなく、新規加盟国における関税の引き上げがなされた。なお、EU による譲許税率の一方的な引き上げは、2007 年 1 月にブルガリア及びルーマニアが EU に加盟した際や、2004 年 5 月の新規 10 か国加盟による EU 拡大、それ以前の EU 拡大時にも行われている。2004 年の EU 拡大時には、我が国は EU 拡大前の交渉妥結を目指し、EU に対して働きかけを行ったものの、EU は我が国を含む関係国と何ら事前の交渉を行うことなく新規加盟国における関税が引き上げられた。我が国との交渉を経て合

意された補償措置が施行されるまでには EU 拡大後約 1 年 8 か月を要し、その間、対 EU 輸出企業の一部は、一方的に引き上げられた関税を輸入者が徴収されることにより、EU 市場において、EU 域内品に比して自社製品の競争力が削られるという損害を被る結果となった。

### <国際ルール上の問題点>

EU 拡大に伴う一方的な関税の引き上げは、譲許税率を引き上げる場合に GATT 28 条に定める手続により補償的調整を義務づけている GATT 24 条 6 項に整合的でない。

### <最近の動き>

2013 年 7 月、我が国は EU に対し、クロアチアの EU 加盟に伴う GATT 24 条 6 項交渉開始の意図がある旨書面にて申し入れ、EU との間で本件について協議を行った。なお、2007 年のブルガリア及びルーマニアの EU 加盟に伴う GATT 24 条 6 項交渉では、我が国の、税率の引き上げによる損害を累積したものが損害額であるという主張と、EU 側の、ある新規加盟国で税率が引き上げられる場合でも、他の新規加盟国で税率が引き下げられる場合はその利益も考慮すべきであり、税率引き下げによる利益も考慮すれば補償は不要という主張の隔たりが埋まらず、補償措置を得られずに協議を終えている。

なお、トルコ、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア、アルバニア、ウクライナ及びモルドバが EU への加盟交渉を行っており、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びジョージアも加盟候補国に認定されている。今後、これらの国の加盟が実現すれば、譲許税率が引き上げられるおそれがあり、引き続き状況を注視していく必要がある。

## 知的財産

### スペアパーツへの意匠権の権利行使問題

#### <措置の概要>

EU においては複合製品の交換用の構成部品（スペアパーツ）の意匠権による保護の在り方について、これまで激しい議論が行われてきたが、2022 年 11 月に欧州委員会から提案された共同体意匠規則を改正する規則案及び意匠の法的保護に関する指令案について、2023 年 12 月に EU 理事会と欧州議会が暫定合意した案が 2024 年 10 月に EU 理事会で正式に採択され、同年 12 月にこれが発効したことにより、EU の議論が収束しつつある。

これまで、共同体意匠については、「共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則（Council Regulation (EC) No 6 / 2002）」（以下、「共同体意匠規則」という。）の 110 条において、仮に権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有していたとしても、複合製品の本来の外観を回復させるように修繕する目的で当該スペアパーツを使用する場合には、その権利行使が認められないという、いわゆる「修理条項」が、経過措置として規定されていた。また、各 EU 加盟国の意匠制度の調和を目的とする「意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令（Directive 98 / 71 / EC）」（以下、「意匠指令」という。）の 14 条では、上記「修理条項」の採否について、各国に既存法規の現状維持を認め、法規を改正する場合は、当該部品の市場の自由化を図る方向でのみ可能となる旨規定しているところ、EU 域内の各国において、スペアパーツの意匠権による保護の在り方は統一されていなかった。

2020 年に欧州委員会から公表された「意匠保護に関する EU 法制の評価」と題する報告書においては、オーストリア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、リトアニア、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア及びスロバキアが「修理条項」を有しない一方、ベルギー、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、スペインが「修理条項」を有し、デンマーク、スウェーデン及びギリシャは保護期間が異なる

などスペアパーツの意匠権を制限する他の制度を有することが報告されている（ただし、後述のとおり、ドイツ及びフランスではその後、「修理条項」を追加する意匠法改正が成立した）。

このような経緯を経て、2024年12月に「修理条項」導入を追加した改正案が発効されたことで、EU加盟国において36月以内に必要な国内法の改正が行われることになる。

本来、権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有している場合には、修理目的であるか否かによらず、当該スペアパーツの意匠について独占的排他権を有することから、部品市場においても、当該スペアパーツの模倣品を排除できるはずであるところ、「修理条項」の導入により、修理目的のスペアパーツに意匠権による保護が及ばないとすれば、特に自動車産業を中心として、イノベーションが損なわれる懸念がある。

### <国際ルール上の問題点>

TRIPS 協定 26 条 2 項には、加盟国が意匠の保護の例外を定めることができるとされている一方、当該例外が認められるためには、①限定的例外であること、②通常の実施を妨げないこと、③第三者の正当な利益も考慮して、権利者の正当な利益を不当に害さないこと、の3条件（3-ステップテスト）を累積的に満たす必要があることが規定されている。したがって、共同体意匠や各 EU 加盟国において、修理目的のスペアパーツを意匠保護の例外とすることが TRIPS 協定 26 条 2 項に整合するかについては、TRIPS 協定の解釈に議論の余地があると考えられてきた。

### <最近の動き>

EU における修理目的のスペアパーツの意匠権による保護の在り方については議論が収束し、経過措置として規定されていた共同体意匠規則 110 条及び意匠指令 14 条のいずれも、2024 年に正式に採択・発効された。

これまでの経緯を振り返ると、2004 年には欧州委員会が、意匠指令への「修理条項」導入を提案したものの、結局合意に至らず、2014 年に取り下げられた。その後、2020 年 3 月に欧州委員会が公表した循環経済行動計画においても、製品の持続可能性を担保するための方策として、「修理する権利」の導入について言及があり、2020 年 11 月に欧州委員会が公表した「知的財産に関する行動計画」でも、スペアパーツの保護に関する EU 域内の制度調和を含んだ EU の意匠保護の近代化が提案された。欧州委員会は、2021 年 4 月から 7 月にかけて、「スペアパーツについての意匠保護を見直すべきか」との質問を含む、EU の意匠保護の近代化に係るパブリック・コンサルテーションを実施し、2021 年 9 月にそのサマリーレポートをウェブページにて公表した。欧州委員会は、2022 年 11 月に、共同体意匠規則を改正する規則案及び意匠の法的保護に関する指令案を採択した旨を公表するとともに、意見募集を開始した。この改正案には、EU 全体に「修理条項」を導入することが含まれていた。その後、EU 理事会は、この規則案及び指令案に対する修正提案を行ったが「修理条項」の概念は維持した。そして、EU 理事会と欧州議会は、2023 年 12 月に規則案及び指令案に関して暫定合意に達した旨を公表し、2024 年初めに最終承認を行った。そして、暫定合意案は、2024 年 10 月に EU 理事会によって正式に採択され、改訂指令及び改正規則の一部は、2024 年 11 月に欧州連合の公報に掲載され、12 月 8 日（公報掲載から 20 日後）に発効された。

本指令により、「修理条項」が導入され、複雑な製品（Complex Product）の修理に使用される（例えば自動車修理部門向け）スペアパーツについては意匠保護の例外とする新たな規定が設けられる。そして、（本指令の発効後 8 年は、本指令発効前に出願された）既存の部品についての意匠が保護されるよう移行期間を設ける。

EU 加盟国においては、36 月以内に必要な国内法の改正が行われることになる。

なお、本指令の採択・発効前から、既に国内の意匠法に「修理条項」を導入していた国もある。例えば、ドイツにおいては、ドイツ社会民主党の消費者保護に関する主要施策の一つとして位置付けられる意匠法への「修理条項」導入が、2018 年 3 月に発足した連立政権の合意文書において記載され、2019 年 5 月に連邦政府が意匠法への「修理条項」導入を閣議決定し、2020 年 9 月及び 10 月に連邦議会（下院相当）及び連邦参議院（上院相当）が「修理条項」を追加する意匠法改正案を可決し、2020 年 10 月 9 日に意匠法

改正が成立し、2020 年 12 月 2 日に公布・施行された。これにより、ドイツでは修理目的でのスペアパーツには意匠権による保護が及ばなくなっていた。

また、フランスにおいては、これまで、フランス議会での採択にもかかわらず、憲法評議会による手続上の理由に基づく違憲判断等があり、修理条項は導入されていなかったが、2021 年 8 月 22 日に成立した「気候変動への対策及びその影響に対する回復力強化に関する法律」32 条により、知的財産法に修理条項を自動車関連の一部のスペアパーツに限定して新設するとともに、他のスペアパーツについても保護期間を短縮する改正がなされ、この改正法は 2023 年 1 月 1 日に施行された。本指令では、複雑な製品の修理条項となっており、自動車等に限定されるものではなく、対象が異なっている。

我が国としては、これまで継続的に EU に対して「修理条項」の廃止を求めており、2019 年 11 月に開催された日 EU・EPA 知的財産専門委員会第 1 回会合においても、スペアパーツの意匠権による保護を議題の 1 つとして取り上げ、EU に対して「修理条項」の廃止を求めている。

今後、引き続き、意匠権の効力が不当に制限されることは適切でないことに留意しつつ、各 EU 加盟国の国内意匠法において、どのように反映されるのか、立法及び運用の状況を注視していく必要がある。

## 補助金・相殺措置

### 仏国 EV 補助金の補助金適格要件の改正

#### <措置の概要>

2023 年 7 月、仏政府は電気自動車（EV）の購入に対する補助金の適格要件に、車両の製造・輸送に係る CO2 排出量を考慮する改正案を公表し、8 月までパブリックコメントを実施。9 月、上記改正を行う政省令が公布され、同年 10 月に施行した。改正により、EV の製造・輸送過程での CO2 排出量から算定する環境スコアが設定され、環境スコアが 60 以上の車両が補助金の対象となる。乗用車購入の場合、購入金額の 27 %が補助される（上限は、個人の場合 5,000 ユーロ、法人の場合 3,000 ユーロ、低所得者の場合 7,000 ユーロ）。

環境スコアの算出方法は、①鉄鋼・アルミニウムその他材料製造時の排出量、②バッテリー製造時の排出量、③バッテリーを除く中間組み立て時等の排出量、④輸送時の排出量の各項目について、排出係数と使用量等を乗じて算定した CO2 排出量の合計値で算出される。①～③の排出係数は国や地域ごとに設定されており、④の排出係数については、陸路（鉄道、道路）輸送の場合は国や地域ごとに、海上輸送の場合は距離に応じて一律に排出係数が設定されている。環境スコアの算出に異議がある場合、実測値による CO2 排出量の再計算・再申請を認める規定がある。また、2023 年 12 月、仏政府は補助金の対象車種のリストを発表している。なお、仏政府は、2025 年に EV に対する補助金額を最大 7,000 ユーロから最大 4,000 ユーロに減額することを発表。加えて、2025 年度予算における EV 補助金の予算額を 3 分の 2 の規模に削減する予定。

#### <国際ルール上の問題点>

補助金の適格要件である環境スコアの算定に、輸送時の CO2 排出量も含まれ、海上輸送の場合、輸送距離に一律の係数を乗じて輸送時排出量を算出することとなっている。また、陸上輸送の場合、鉄道輸送や道路輸送におけるアジア各国の排出係数が欧州各国より高く設定されている。これらの設計により、輸送距離の長短や輸送方法により輸入車の扱いが異なり、GATT 1 条 1 項（最恵国待遇義務）、GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）に抵触する可能性がある。また、環境スコアを算定するために用いる鋼材やバッテリーの生産等の CO2 排出係数が、国・地域ごとに一律で設定され、仏国を含む欧州の国・地域が他の国・地域よりも優れた係数が設定されており、輸入車はスコアを取りにくく、仏国産車や欧州産車に比べ補助金の対象となりにくい。このため、一部の輸入車を不利に扱っている要件として、GATT 1 条 1 項（最恵国待遇義務）GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）に抵触する可能性がある。

### <最近の動き>

我が国は、2023年8月にパブリックコメントを提出し、WTO協定整合性の観点から懸念を表明。仏政府に対して様々な機会を通じて懸念を表明するとともに、EUに対しても、各種会談を通じて本措置や類似措置が他国や他分野に広がる事への懸念を表明している。協定整合性に疑義のある措置が是正され、また、他分野や他国に類似措置が広がらないよう、産業界や他国とも連携しつつ、今後の状況を注視する必要がある。

## 2. 英国

### 関税

#### 関税構造

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第 II 部第 5 章 1 を参照。

#### <措置の概要>

関税・物品税管理法、2018 年租税（クロスボーダー貿易）、2018 年欧州連合（離脱）法、2020 年租税（移行期間後）法及び関連法規において、輸出入の管理や関税に関する諸規定や EU 離脱後の英国の物品の輸出入に関する関税制度などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率又は日英包括的経済連携協定（日英 EPA）税率等が適用される。また、EU 離脱移行期間終了に伴う通関申告に関する特別措置及び一時・再輸出入、加工処理や特別な使用目的で輸入される物品に対する租税優遇措置（免税措置）などがある。

英国は、2020 年 1 月、EU 離脱協定に基づき EU から正式に離脱し、同年 12 月をもって離脱移行期間が終了した。離脱移行期間中、英国は事実上、EU の関税同盟に含まれていたため、2020 年 12 月までは EU の MFN 税率及び特惠税率が適用された。2021 年 1 月より、UK グローバルタリフ（UKGT:UK Global Tariff）が適用され、ニューサンス・タリフ（nuisance tariff：2.0 % 未満）の廃止や小数点以下の関税率の単純化、国内製造がないまたは限定されている品目の関税廃止がなされた。例外的に北アイルランドでは EU 離脱協定の北アイルランド議定書に基づき引き続き EU 共通関税率が適用される。

また、高関税の品目の実行関税率及び譲許税率は、EU とほぼ同様の取扱いがなされている。

#### <懸念点>

EU 離脱に向けて、英国は新たな譲許表を作成し、2018 年 7 月に WTO に提出した。その内容は関税割当の点を除いて EU の附属表をほぼ踏襲しており、2020 年 5 月及び同年 12 月に技術的な修正を行った。他方で、2021 年 1 月、離脱移行期間終了後の WTO のおける英国の立場を記載した WTO 加盟国向けの通達において、譲許表は未承認であるものの適用する旨記載されている。そのため、現在この未承認の譲許表を適用している英国に対して WTO 加盟国が不服を申し立てたり、報復措置が取られたりする可能性がある。また、2020 年 12 月、英国は ITA 及び拡大 ITA について、引き続き実施する旨の通報が行われており、当該譲許表において、対象品目 201 品目の関税が 2023 年までに撤廃された。

その他、EU 同様、高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

#### <最近の動き>

英国は、貿易の継続性に支障が生じることを避けることを目的として、Brexit の離脱移行期間中、EU が締結した第三国との貿易協定を継続する交渉を行い、Brexit 後も多くの貿易協定が英国でも引き続き適用された。我が国においても、離脱移行期間中に日英政府間で交渉が行われ、2020 年 12 月にそれぞれの国において承認プロセスが完了した後、2021 年 1 月から日英 EPA が発効されている。本協定は、基本的に日 EU EPA の内容を踏襲するものであり、日英 EPA の発効時から日 EU EPA と同じ削減税率を適用するキャッチアップ規定や EU 産の材料を使用する場合や EU 域内の付加価値や加工工程を日英のもののみな

す累積・拡張累積規定も設けられて、日本企業が継続して対英ビジネスを行う環境が整えられている。また、2021年2月には、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への加盟を正式に申請した。2023年3月31日にはCPTPP加盟交渉を終了し、2023年7月16日に加盟議定書に署名し、2024年12月15日に正式加盟した。

## セーフガード

### 鉄鋼製品に対するセーフガード措置

#### <措置の概要>

2020年10月1日、英国は、EUの鉄鋼セーフガード措置に関して、EU離脱後もこれを「継承」（Transit）し、EUにおいてセーフガード措置の対象となっている鉄鋼製品26品目中、19品目につき、関税割当を超えた場合は25%の追加関税を賦課する（2021年1月1日～6月30日）旨を発表した。同時に、7月以降の帰趨につき決定するためのTransition Reviewを開始した。2021年1月のEU離脱と同時に、「継承」措置は発動された。

2021年5月、損害を認定し10品目への措置延長を勧告、6月には措置延長通報がなされた。しかし、翌7月に発動された措置は、TRA勧告対象10品目とは異同があり、特に、トラス国務大臣決定により5品目が追加されている（原則3年間。追加5品目は暫定として1年延長）。2022年6月には発動中の措置の見直し（Reconsideration）手続の結果として、上記追加5品目についても2年の延長を決定した。

さらに、2023年9月4日に延長調査が開始され、2026年6月30日まで措置が再延長された。

#### <国際ルール上の問題点>

WTO協定上、他国のセーフガード措置を「継承」する根拠はない。EU離脱後の英国としては、発動要件に関する調査手続を欠いたままセーフガードを発動したこととなり、この点でセーフガード調査手続に関するWTO協定に整合しない。

2021年5月のTRA勧告は、輸入増加や国内産業の損害等を定量的に分析しているが、SGの延長を基礎づける認定と言えるか疑問であった。また、措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰生産能力問題及び他国の輸入制限措置、米国の232条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」がSGの発動要件とされていること（GATT 19条1項(a)）との整合性に懸念がある。

さらに、翌7月に国務大臣決定で急遽追加された5品目をはじめ、5月のTRAの延長勧告に含まれていなかった製品がある。これらについては延長のための諸要件（損害の防止のため引き続き必要であること、SG協定7条2項、等）の充足についての認定を欠いたまま措置が延長されており、この点でもWTO協定に整合しない。

#### <最近の動き>

我が国は、英国に対し、セーフガード委員会等の場において、「国内産業の損害」等、セーフガード協定上の要件に関する調査なしに措置を発動している点は遺憾であり、可能な限り早急に措置を終了するよう求めている。

なお、2024年11月には一部品目（カテゴリー2：冷延鋼板）について貿易上の変化を理由に措置の中断の適否を検討するためのレビューが開始され、結果、同品目については2025年1月より措置の対象から外れることとなった。

## 基準・認証制度

### 化学品規制（REACH・CLP）

#### <措置の概要>

2020年12月31日に離脱移行期間が終了したことに伴い、英国国内法に移行された。EUのREACH規則及びCLP規則も英国国内法に移行された「維持されたEU法」（retained EU law）の一つとして、必要な修正がなされたうえ、英国国内法に移行された。なお、北アイルランド議定書の結果、UK REACH規則及びGB CLP規則はグレートブリテン島のみ適用され、北アイルランドにはEU単一市場の一部として引き続きEU REACH規則とEU CLP規則が適用されている。EU化学品庁（ECHA）が担っていた役割は、ブレグジット後の英国では、安全衛生庁（Health and Safety Executive）がGB CLP規則の監督庁として担当する。

離脱移行期間終了後、EU及び英国で製品を上市するためにはそれぞれの国において化学物質を登録する必要がある。

なお、ブレグジットの結果、英国はEUから見て第三国となるため、英国に所在する登録者（製造業者、生産業者、輸入業者又は唯一の代理人（Only Representative）は、EUでの登録者とは認められない。英国に所在するEU REACH規則の下での登録を有する事業者は、既得権（Grandfathering）により得られた製造量・輸入量等により定められた猶予期間後に、改めて登録申請をする必要がある。既にEU REACH規則の下での登録で費用負担した安全性データを使う場合であっても、安全性データをUK REACH規則で使用する場合は、改めての安全性データ使用の負担が必要となる可能性がある。

#### <国際ルール上の問題点>

これらの規則が、英国外企業を英国内企業に比して不利に扱うようなものになる場合はTBT協定2条1項に違反する可能性がある。また、REACH規則やCLP規則は、人の健康等を目的とするものであるが、当該政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合にはTBT協定2条2項との整合性の観点で問題となる可能性がある。加えて、CLP規則については、化学物質の分類や表示規制についての国際基準であるGHSを基礎としないものとなる場合には、TBT協定第2条4項との不整合が生じる可能性がある。

#### <最近の動き>

2022年7月、Defra（環境・食糧・農村地域省）は、UK REACH規則の移行登録期限の延長に関するパブリックコンサルテーションを実施した。その結果を受け2023年7月に、対象物質のトン数や有害性に応じた登録期限を2026年10月27日、2028年10月27日、2030年10月27日の3段階に延長した。

2023年6月29日に公布された「2023年維持されたEU法（撤回・改革）法」により、2023年12月31日付でGB CLP規則では附属書VIIIが取り消され、ポイズンセンターへの届出義務が不要となった。EU CLP規則で導入された新しい有害性分類もGB CLP規則には導入されておらず、調和分類もEUとは異なる決定を行っている。EU CLPとの乖離が起きつつあり、双方の状況を把握する必要がある。